

FIM 環境コード

2025 年

2 月 10 日

目次

FIM 持続可能方針	1
1. 一般原則	2
2. 持続可能スチュワード	2
3. FIM 持続可能デレゲート	3
3. 1 役割と義務	3
4. 土壌の保護	4
4. 1 環境マット	4
4. 2 生物多様性の保護	5
4. 3 モーターサイクル及び装備の洗車	5
4. 4 競技参加者/チームメンバーによって取られる行動	6
5. オーガナイザーによって取られる行動	6
5. 1 環境マネージメントプラン	6
5. 2 環境マネージメントマップ	7
5. 3 ライダーパドック/サービスエリア/ タイムコントロールエリア	7
5. 4 大会期間中	7
5. 5 イベント終了後	8
5. 6 宣伝/広告	8
5. 7 会場の運営	8
6. サウンドレベル	9
6. 1 序論	9
6. 2 サウンドレベル測定	10
6. 3 PA システム	10
ガイドンスノート	
1. 観客に環境保護活動を促すための推薦事項	12
2. 公道ユーザーへの薦め	13
3. エネルギー	13
4. FIM 持続可能トロフィー	14
5. FIM ライドグリーンロゴ	14
6. FIM 持続可能大使	14
7. FIM 環境チェックリスト	14

付録 A	FIM 選手権及びプライズイベントにおける 公衆トイレ用条件に関して薦められる最低限の基準	16
付録 B.1	トライアル、エンデューロ及びバハの為にサーキット環境公認	17
付録 B.2	トラックレース及びモトクロスの為にサーキット環境公認	20
付録 B.3	クロスカントリーラリーの為にサーキット環境公認	23
付録 C	環境オフィシャル発生事例	25

FIM 持続可能方針

宣言

FIM はモーターサイクルスポーツの世界統一組織並びにモーターサイクルの世界的
主唱者である。

スポーツは、ロールモデルとして機能し、その価値、優良な実践、教育の発展、社
会的団結、健康と健康な状態、持続可能な発展に関するプロモーションを行うショ
ーケースである。移動手段またはレクリエーションの一つの手段としてのモーター
サイクリングは、増加し続けることにより持続可能な発展の目指すゴールに到達す
るために貢献している。

FIM はモーターサイクルスポーツに関する持続可能性の基本方針を取り入れた現行
の環境プログラムの発展とプロモーションを通して環境を常に配慮する。

FIM の目標は世界的にモーターサイクルスポーツを通じた継続的環境の発展する文
化を構築する。

この目標を達成する為に、私たちは

- 環境保全プログラムを継続し、促進する。
- 環境保護を目的とした規制、規則、方針、地元条例及び会場の同意を得る。
- 最新技術を常に注視し、環境にとって最善かつ適切な管理方法を実践する。
- 国際環境規定の改訂、マネージメントプランのためのガイドラインを構築し、
公害を防ぎ、環境への影響を最低限に抑え、その他環境の発展を見出す。特に、
 - 音量
 - 土、地表の排水
 - 大気汚染
 - 動植物の保護
 - 文化財の保護

FIM は達成しうる、かつ、透明性のある気候戦略を確立いたします。FIM は、代替
え燃料、電力またはその他持続可能なエネルギーを使用する二輪車両の使用を支持
し運営する。また循環経済を促進することによる製品ライフ・サイクルのための最
善策を探索する。

本持続可能方針及び上記に記述した事項を通じて、FIM は持続可能な発展のゴール
に到達すべく貢献する。

全従業員、オフィシャル（ボランティア・有給ともに）、競技者、参加者関係者、競
技者以外の参加者及びその他モーターサイクルスポーツに関係する FIM 管轄の如
何なる者も FIM の持続可能性方針に従わなければならない。

会長 ジョージ・ヴィエガス、国際モーターサイクリズム連盟
2020年2月

本規則における男性人称代名詞は、簡素化を目的としたものであり特に明記されていない場合は女性を含むこととする。

1. 一般原則

- 1.1 FIM に加盟しているすべての各国協会（FMN）は、その協会の定款に、環境に関する事柄を特筆し、FIM 環境コードの原則について明記する。本コードにはモーターサイクリングと環境の関係を改善するための規則と推薦事項が明記される。
- 1.2 オーガナイザーまたはライダー（同時に彼の所属するチームの責任も有する）による現行環境コード違反は、罰金、大会からの失格または資格停止というペナルティーの対象となる。更に、参加者・ライダーは環境規定を尊重しないことによる損害賠償も対象とされる。
- 1.3 地元条例または法律が、FIM 環境コードに記載されているものより厳格な場合、地元条例が適用される。

2. 持続可能スチュワード

各 FIM 選手権およびプライズイベント、あるいはクラシックギャザリングでは、持続可能スチュワードと呼ばれるオフィシャルが環境問題の全てを担当し、FIM 国際環境保全委員会（以下 CID とする）の行うセミナーに参加して、良い成績を収めなくてはならない。

持続可能スチュワードの役務は下記とする：

- a) FIM 環境コードが遵守されるようにする。
- b) 当該イベントに関するすべての情報を入手し、イベント前、イベント中および終了後に、審査委員長、またはチーフ・スチュワードに対して、環境問題を引き起こす可能性のある全ての状況について進言する。
- c) オーガナイザーと共に環境運営プラン及び環境運営マップを入念に作成し、本規定事項 5.1 及び 5.2 に明記されているプランに沿って当該委員会に送付しなければならない。
- d) 最新の注意を払い適切なマナーの元、該当する委員会が用意するオンラインチェックリストを元に、報告書を作成し、FIM 執行事務局（sustainability@fim.ch）にオンラインエキストラネットシステム（<https://extranet.fim.ch>）で 48 時間以内に発送しなければならない。さらにそのコピーをその大会に存在する場合、審査委員長、またはチーフ・スチュワード及び CTL（ツーリング及びレジャー委員会）または関連する委員会コーディネーター、そこに存在する場合は FIM 持続可能デレゲートに手渡す。違反事項があり、それが初めての場合、持続可能スチュワードは FIM から彼の所属する協会を経由して警告を受ける。2 回目の違反に対してはライセンス停止最高 12 ヶ月間とされる。FIM は警告を彼の所属する FMN にもまた送付する。

- e) 自国内におけるさまざまな種目のセミナーの際に指導する。
- f) すべての公開国際審査委員会に出席する権利を持つが、投票権は持たない。
現行コードに記載されている規定の不履行や違反がある場合、彼は速やかに競技監督に報告しなければならない。
- g) 現行 FIM 環境コードに記載されている条項に反していたり、違反のある場合、持続可能スチュワードは、速やかに環境オフィシャル事例報告書（添付 C）に記載し、競技監督及び大会事務局長い範囲についての詳細を書面で報告しなければならない。

3. FIM 持続可能デレゲート

3. 1 役割と義務

FIM 持続可能デレゲートは、FIM 持続可能スチュワードスーパーライセンスを所持したもののから CID によって CIE のメンバーの中から任命され、

- a) FIM 環境コードの実施について観察及び検証する。
- b) 持続可能スチュワードに対して環境コードに反する如何なる違反についても報告し、事項 2 に従うよう推奨する。
- c) 良い点を明確にし、推奨したり、将来的な FIM 環境コードの改訂に関する提案をする。
- d) 大会に参加している間、国際審査委員会に出席する。
- e) 大会期間前、期間中、終了後いつでもトラック／コース及び付帯設備の査察を行う。
- f) 環境に影響を与える全ての状況について纏め報告し、また FIM 環境コードを守るためにオーガナイザーまたはプロモーターが行った活動について評価し、報告する。
- g) 主催国協会（FMNR）によって任命された FIM 持続可能スチュワードが完全に記録した報告とチェックリストを比較する。
- h) 義務及び FIM 持続可能デレゲートにより認められた現行コード事項 2 に規定されている努力を怠る FIM 持続可能スチュワードの重大な不履行は、精査され、必要に応じて、CID からペナルティーが科される。

4. 土壌の保護

- a) 燃料、オイル、洗浄液、脱脂液、冷却水、およびブレーキ液などが地面に零れる、あるいは大気中に蒸発するのを阻止するための措置が取られなくてはならない。
- b) ゴミ、オイル、洗浄剤などを入れるための容器／設備が用意されなくてはならない。
- c) 汚染された物質を零した際の措置、およびその処置に関して、オーガナイザーが規定を設けなくてはならない。
- d) ライダーパドック及びキャンプサイトに設置された車両の排水は、地面に排出することは厳禁とされる。オーガナイザーが適切な設備を用意している場合に限り、排水はサーキット内で処理することができる。
本規則に違反した場合、国際審査団に報告され、当該ライダーに対し最高 370 ユーロの罰金が科される。国際審査団はその他罰則も科すことも出来る。
- e) モーターサイクル活動の痕跡が永続的に残らないようにする。(モーターサイクルの痕跡が残らないようにする)

4. 1 環境マット

環境マットは、吸水性のある上層部と不浸透性の下層部で構成される。土壌を保護するための環境マットの使用は（またはその他サーキット等に設備されている恒久的な設備）、土壌や水への汚染を防ぐために義務とされる。

- a) 車両への作業が行われている間
- b) パルクフェルメ
- c) ロードレースを含むジェネレーターや漏れる危険のあるピット内、大会のピットやパドックで、排水汚染防止のためのオイル分離帯を含む非浸透性の路面でない場合
- d) オーガナイザーによって提供された全ての廃油及び燃料コンテナの下
- e) 全ての燃料補給ポイント
- f) 全ての熱動力ジェネレーター及びパワーウォッシャーの下

最低限の仕様は以下のとおりとする。

— 寸法	ソロ車両	最低 160cm×100cm
	サイドカー	最低 1 6 0 cm×2 0 0 cm

スピードウェイ、ロングトラック及びグラストラックにおいて、マットの寸法は 160cm×75 c mとする。

アイスレースに関して、マットの寸法は 100cm×75cm とする。

(または、日本における標準規格同等サイズとする)

ドラッグレースに関しては、マットのサイズは、モーターサイクルの下の土壌を公害から守れる十分なサイズとする。

— 吸水量 最低 1 リットル

— 厚み 最低 5 mm

g) 本規定は電動車両にも適用される。

h) 本規則に対する如何なる違反事項 2 g)に記載されている。国際審査団またはレースディレクションに報告され、責任者であるライダーに対して最高 370 ユーロの罰金が科される、または、当該種目別規定に表記されている金額とする。規律及び裁定規定事項 3.1.3 及びスポーツコード事項 50.1.3により、その他罰則が国際審査団またはレースディレクションより科される場合がある。

4. 2 生物多様性の保護

a) モーターサイクルと生物多様性についての科学研究を推奨する。

b) 近隣または脆弱なエリアに付帯設備を設ける場合、生物多様性の保護と促進を考慮しなければならない。

c) 生物多様性を阻害せず最善策を講じるために地元条例に従い、環境行政と協力して運営する。

4. 3 モーターサイクル及び装備の洗車

a) 規則によってモーターサイクル及びパーツの洗車が許可される場合、洗浄用の設備がある場所で行われなくてはならない。

b) 化学物質（例えばエコまたは生分解性を含む洗浄剤）の添加されていない水のみが許可される。その他追加仕様は各種目による

c) 洗車エリアは非浸透性の表面で土壌への汚染を防ぐためにオイル分割のできる適切な排水設備を持たなければならない。本規則に違反した場合、国際審査団に報告され、当該オーガナイザーに対し最高 370 ユーロの罰金または、当該種目の細則に明記されている額が科される。国際審査団はその他罰則も科すことも出来る。

d) CID の承認の基、当該種目の規則に洗車について認められることが明記されている場合で、指定された洗車エリア以外で洗車をしたライダーまたはチームメンバーは、最高 370 ユーロまでの罰金または各種目の細則に規定された金額をライダーまたは当該担当者に科することができる国際審査団に報告される。その他罰則が国際審査団によって科される場合がある。

4. 4 競技参加者/チームメンバーによって取られる行動

- a) 各参加者及び/あるいはチームメンバーは、大会期間中にチームが出した廃棄物に関して責任を持つ
- b) オーガナイザーが準備した廃棄物のゴミ箱がある場合、それらを指示どおりに使用しなければならない。
- c) オーガナイザーからの承認された設備が整うまで、不要物はチームで管理されなければならない。
- d) オーガナイザーによって保管庫や廃棄設備が提供されない限り、廃タイヤはチームまたはマニファクチャラーが保持しなければならない。
- e) チーム責任を有する参加者またはライダーによる如何なる FIM 環境コード規則違反も、当該大会からの失格または資格停止とされ、更に、精留に関わる費用に関する責任を有する。
- f) これら役務と義務推奨事項は特別規則に明記されなければならない。

5. オーガナイザーによって取られる行動

5. 1 環境マネジメントプラン

イベント期間中に環境を意識した設備の使用を促進し、観客に環境を意識した行為を促すために、プランを使用することは有効である。

このプランには、最低下記が含まなければならない：

- a) 競技参加者数と予測観客数を考慮したうえで行われる、イベントが開催されるサーキット会場とその周辺地域の環境状態。（予測観客数に応じた準備）
- b) 洗車エリアの位置及びシステムの説明を明記。
- c) 使用済のオイル、ブレーキ液、冷却水及びその他液体用の廃棄容器の位置及び数。
- d) 観客の一般ゴミ用容器の位置及び数
- e) 公衆トイレの位置及び数と清掃計画
- f) ラウドスピーカーのテストプランと設置場所
- g) イベント会場までの十分かつ適切な道路標示
- h) ピットのメカニックエリア内のコンテナまたはゴミ箱内の大会期間中または大会終了後の中身回収
- i) 大会前、大会中及び大会終了後のゴミ廃却準備及びその方法
- j) 各設備の位置を明確にした配置図（事項 5.2 参照）

FIM 契約プロモーターの存在する FIM 選手権及びプライズイベントにおける環境マネジメントプランへのポイント制度については CID 及び当該委員会にて合意され、付則 B に準拠し選手権ワークブックに含まれる。

5. 2 環境マネジメントマップ

環境マネジメントプランを支持するために、オーガナイザーは下記の設備の位置を明確にした配置図を提供しなければならない。

- a) 廃油コンテナ
- b) 洗車場
- c) 一般ゴミ及び汚染物質用コンテナ
- d) 燃料補給場所
- e) トイレ及びシャワー
- f) 使用済みタイヤの廃棄場所（もしある場合）

この配置図は参加者及びチームが見る事のできる場所に掲示されなければならない。

5. 3 ライダーパドック／サービスエリア／タイムコントロールエリア

- a) 十分な数のゴミ用コンテナを準備する。
- b) 使用済みのオイルを入れるための固定されたファンネルを持つ容器が十分用意されているか確実にする。
- c) オイルフィルターとウエスを別個に入れる容器を分かりやすい状態で用意する。
- d) タイヤ供給会社による使用済みタイヤの会場からの廃棄を手配する。不可能な場合、またはオーガナイザーが地元条例に準拠する使用済みタイヤの保管場所並びに廃棄について提供できない場合、参加者又はチームに対し使用済みタイヤを維持する事は彼らの義務であることを告知しなければならない。
- e) 男女用に十分な数の公衆トイレを用意して維持すると同時に、ゴミや排水のための措置も施す。
- f) モーターサイクルの洗車が許可される場合、土壌が汚染されないように設計された特別な洗車エリアが当該種目の規則に基づいて提供されなくてはならない。

5. 4 大会期間中

インドアイベントにおいて、法的権限を有する行政による大気チェック及び大気管理が確実にできるか確認する。

大会運営に関わる全ての人材に環境に対する行動を指導し、事務局、事務所、プレスルーム、パドック及びキャンプサイトで環境に優しい作業を推進する。

全ての廃油コンテナ及び一般ゴミ用コンテナ、汚染物サービスは大会期間中維持されていることを確認する。

トイレ設備が大会期間中に定期的な管理がされているか確認する。

化学洗剤、特に血液を含む汚物、注射器、汚れたガーゼ及び注射針、点滴針、メスの歯、縫合用の針等メディカルセンターや救急車両に装備されている鋭利な消耗品用には、特別に設計され、指定されたコンテナを使用する事が必要とされる。医療廃棄物用のコンテナは一般ゴミと明確に分別され、地元条例及び国の法律に則って厳重に管理されなければならない。

5. 5 イベント終了後

- a) サインポスト、看板、および広告が取り外されなくてはならない。
- b) 会場や周辺地域に残されたゴミは、ただちに清掃され、取り除かれなくてはならない。
- c) ティアオフが認められる場合、破棄されたティアオフを全て回収し、レース終了後速やかに処分する施策を講じなければならない。
- d) 折れた木や小枝は取り除かれ、処分されなければならない。
- e) トラック（コース）周辺のテープは取り除かれなければならない。
- f) 必要な場合には、コースと道路の地ならしを行う。
- g) 会場に隣接する道路にまかれた泥を清掃する。
- h) オイル容器、ウエス、オイルフィルター及びゴミ容器を別個に処分するよう手配する。
- i) 医療用廃棄物またはその他危険な廃棄物は、専門的な会社によって運営管理されなければならない。
- j) 必要な箇所に新たに植林する。
- k) 現行の FIM 環境コードに記載されている事項に対するオーガナイザー（オーガナイザーメンバー）の如何なる違反や不履行も本コード及び規律及び裁定規定に明記されている罰則または FIM 大会を主催する権限の取り下げとする。オーガナイザーは、補修に関する費用支払いの責任が科される。

5. 6 宣伝／広告

- a) 地方エリア、および／あるいは保護された郊外の敷地、あるいは不適切な場所やエリアの木にポスターを取りつけてはならない。
- b) 看板は、その土地の所有者の許可を得たあとでのみ取りつけることができる。
- c) 看板を取りつけるにあたっては、地方自治体及び政府の規則を考慮する。
- d) チラシ／パンフレットを車のウィンドウ・ワイパーやモーターサイクルに置く、あるいは観客に配布してはならない（他の人間にもこの行為を行わないようにさせる）。

5. 7 会場の運営

- a) 会場のメンテナンスを行い、常に清潔、整頓されていなければならない。
- b) トラックメンテナンスに使用する車両は、駐車中または給油中に土壌を汚染しない方策がとられていなければならない。
- c) 周囲に木または灌木の視覚的バリアを植えることによって好ましくない建造物等を遮る、またはカモフラージュする色を使用する。
- d) 敏感な地方住民エリアから遮断する。

- e) 全ての環境面に対応し、環境ログブックを維持するためのオーガナイズングボードメンバーを任命する。
- f) 衛生設備からの廃棄物の処理を適切に行う事。
- g) 会場の修正、調整が必要となった場合、万全を尽くし、適切な行政部門と協議すること。
- h) スタートエリアを設定する際、音による影響を考慮すること。
- i) 建築廃棄物、瓦礫等をノイズバリアとして使用しないこと。
- j) 外部からの素材を使用する場合、それが汚染されていないことを適切な専門家により確認しなければならない。
- k) 各大会終了後のインターバル期間にイベントが環境に与える影響を評価し、欠点や過ちを正すべく推奨事項を明記した報告書を作成する。

F I M定款事項 3²及び事項 20.1.5³及びスポーツコード事項 30.4²に準拠し、大会のオーガナイザーは、環境保護の下及びF I Mの権限下において規則及び司法権を行使する。

如何なる明確な違反行為または命令及びオーガナイザー義務の不履行は、現行の環境コードまたは規律及び裁定規定に記載されているペナルティーの対象とされる。

事項5に関する違反は、事項2 g)に明記されているとおり報告される。国際審査団またはレースディレクションは、オーガナイザーに対して最低 180 ユーロという罰金または、当該種目の細則に明記されている額を科す事ができる。その他罰則も国際審査団によって科される場合がある。更に、国際審査団の権限を越える重罰を科すために、重大な違反行為に関する情報を CDI に送付する。

6. サウンドレベル

6. 1 序論

モーターサイクルイベント時のサウンドレベルに関する懸念というのは、マシンのノイズに限定されるわけではない。予期されるエンジンサウンドレベル以外にも、オーガナイザーと持続可能スチュワードは、ラウドスピーカーや観客、およびイベントに関連する他のノイズ源の音量についても注意しなければならない。モーターサイクル活動に伴う過剰ノイズを減少させ、サウンドレベルに対する一般の人たちの反応を考慮するようにしむけることが、関係者全員、すなわちライダー、クラブ、オーガナイザー、およびすべてのオフィシャルの責任である。

6.1.1 不要なエンジンの作動は避けなければならない。

6.1.2 各種目におけるサウンドレベルは可能な限り抑えられなければならない、環境スチュワードは全ての規制が厳格に順守されているか確実にしなければならない。

6.1.3 モーターサイクルスポーツに関連するサウンドレベルに関して問題について常に探求することを推奨する。

6. 2 サウンドレベル測定

持続可能環境スチュワード及びイベントオーガナイザーは、イベントや車両のサウンドレベルに関する地元の条例に精通していなくてはならない。

各種目に該当する特定のサウンドレベル（音量）の詳細に関しては、**当該規則**を参照のこと。F I Mのノイズコントロール方式とサウンドレベルの適用が国内イベント、あるいはクラブ・イベントに関しても薦められる。

6. 3 PA システム

- a) ライダー用パドックと一般観客エリア、エンクローシャー用のラウドスピーカーは分けられることが望ましい。また、一般客エリアで測定した際に、聴力ダメージ基準レベル85デシベルを超える音量を出してはならず、近郊住宅地で測定した場合のバックグラウンドノイズは 3 デシベルを越えるところであってはならない。
- b) ラウドスピーカーの位置：会場外に音が広がらないように設置される。
- c) サウンドレベルをできるだけ低く維持する。
- d) プラクティス開始30分前までに、すべてのサウンドシステムを準備し、テストしておく。

サウンドシステムは、実際のイベント会場よりもトラック・エリアの外の方に不快感をもたらすことが多々ある。レース／プラクティスセッション間にサウンドレベルを下げるよう、サウンドシステム担当者と取り決めを行う。

ガイドランスノート

1. 観客に環境保護活動を促すための推薦事項

モータースポーツの行われるサーキット、トラック、およびイベント会場を訪れる観客、あるいはツーリストも環境をクリーン、かつダメージを与えないようにする上で重要な役割を果たす。

モーターサイクルイベントは、ファンに対して認識を向上する良い手段であり、文化遺産とも成り得ます。

下記が推奨される：

- a) 警察と協力して、サーキット、トラックなどまでの道路で周辺地域にできるだけ迷惑をかけない往復の道路を選ぶ。
- b) サーキット、トラック、および会場までの明確な道路標識を設置する。
- c) 傷みやすい場所（道路の縁、芝生の部分）などへの駐車を禁止する。
- d) 丈の高い草の上は駐車禁止とする。
- e) 公共交通機関の使用を推奨する。
- f) 大勢の人間が 1 箇所に集中しないようにし、傷みやすい場所を保護する。
- g) 十分な公衆トイレを用意する。
- h) 観客に、会場で責任ある行動を取るように情報を流す。
- i) ケータリング会社との契約の中に、リサイクル、再利用または成分分解材質でできたパッケージで飲料や食料を販売し、十分な数のゴミ箱を用意して維持するという条件を明記する。
- j) ケータリング施設近隣には十分な数のゴミ箱が設置されているか確認する。
- k) ケータリング設備が当該国のガイドラインに則っているか確認する。
- l) オフロードイベントを運営する場合、土には足跡のみが残るようにしなければならない。
- m) 使い捨てプラスチックの使用は可能な限り削減する。

2. 公道ユーザーへの薦め

序論

“我々は、個々の移動に関する我々の自然な欲求に関して、適切かつさらなる責任を自発的に持たなくてはならない。我々は、発想の自由及び動向に基づき、モーターサイクリングの楽しみを、エコロジーや経済的なニーズと兼ね合わせて可能な限り追求していく”。

ライダーの行為

- ・ 不要なエンジンアイドリングを防ぐことによってガソリンを無駄にしないことと同時に公害を減少させる。
- ・ 緊急時にのみホーンを使用することによって騒音公害を減少させる。
- ・ 騒音は迷惑なものである。スタンダード、または他の静かなエキゾースト・システムを使用し、オーディオ・システムの音量を低く保つ。
- ・ モーターサイクリストが通行を許可されているルートのみを通行する。
- ・ 自然を傷め、自然の回復が期待できないような走行路を走行しないようにして、自然を尊重する。
- ・ 聡明な走行をして、自然の生物や動物を保護する。
- ・ 自分の使用したオイル、タイヤ、バッテリーなどのリサイクル可能なアイテムが、正当にリサイクルまたは収集されるように責任を持つ。
- ・ 自動車の代わりにモーターサイクルに乗ることによって、合理的燃料の使用やスペース効率を促進する。

3 エネルギー

一般の給油所で入手できる、あるいはオーガナイザーが供給する通常の無鉛ガソリンで、添加物の入っていないものが条件とされる。ただし、2ストロークエンジンで使用されるオイルは例外とする。トラックレースに関して、メタノールの使用が許可される。

バイオ燃料、水素または電気等、代替燃料の使用は、環境に対して有害でない限り、当該技術仕様に準拠し、全ての種目で推奨されなければならない。

環境保護の目的から、当該規則における燃料保管に関する規則が尊重されなくてはならない。

FIM選手権およびプライズイベントにおいて、燃料テストが技術規則に明記された手順に従って行われる。

電動車両による競技会においては、この原動力が環境に与える影響をその誕生時から考えなければならない。すなわち、バッテリーの製造過程や廃棄、再利用等。

電動車両への充電に関しては環境に配慮した供給源を提供すること。

詳細に関しては、各スポーツ種目の技術規則を参照のこと。

4. FIM持続可能トロフィー

環境に対する配慮をより一層促していくため、FIMは持続可能性に関する重要な貢献に対して環境トロフィーを設定する。その賞の詳細はFIM 賞及び表彰のガイドラインに明記される。

5. FIMライドグリーンロゴ

FIM は、モーターサイクル業界における環境に対する行動の印として FIM ライドグリーンロゴを設定する。

FIM マーケティング&コミュニケーション部への申請により、このロゴは、コンチネンタルユニオン（CONU）、各国協会（FMN）、プロモーター、オーガナイザー、スポンサー、チーム、ライダー及びその他パートナーが使用することが認められる。FIM の事前承認がない場合本ロゴの使用は認められない。



本ロゴの改編は認められない。

6. FIM持続可能大使

FIM 持続可能大使は自然界全般への奉仕を行うものとする。FIM によって任命され、その主な役務は、我々のスポーツを通じてより緑を大切にし、持続可能なものとすることに貢献するものとする。

FIM 持続可能大使は、異なる種目、文化、国籍の女性及び男性から構成される。FIM 持続可能方針を広報するハイスタンダードなスポーツマン・スポーツウーマンである。最も重要なことは、彼らのファン、モーターサイクルコミュニティ、スポーツコミュニティ全般にわたり感化、認識を広げることにある。

7. FIM環境チェックリスト

各 FIM 選手権またはプライズイベントにおける FIM 持続可能スチュワードは、オンラインによる環境チェックリストを完全に記入し、閲覧しなければならない。このチェックリストは全ての種目を対象とする総括的フォーマットとなっており、FIM エキストラネットにログイン後に入手することができる。

(<https://extranet.fim.ch>)

関連するイベントが判明した後に、チェックリストを完了し以下のオフィシャルに
回覧しなければならない。

- CID ディレクター (sustainability@fim.ch)
- 審査委員長
- CTL（ツーリング及びレジャー委員会）又は関連する委員会コーディネーター
- 競技監督
- 大会に存在する場合その持続可能デレゲート

これはオンラインフォームに e-メールアドレスを追加するのみで行うことが出来
ます。

過去に発行された紙のチェックリストやスキャンされた旧式チェックリストは受け
付けられない。

付録A

FIM 選手権及びプライズイベントにおける 公衆トイレ用条件に関して薦められる最低限の基準

1. ライダー/競技参加者のための条項

各分野の規則に特定される。

2. 競技参加者ではない者のための条項

女性：

— 参加が予定される女性100名、またはそれ以下の人数につきトイレ1個

男性：

— 参加が予定される男性100名、またはそれ以下の人数につきトイレ1個

— 参加が予定される男性100－500名につきトイレ2個

— 参加が予定される男性500名以上、500名ごとに1個

— 500名の男性ごとに1.5メートルの排尿設備

3. 期間

4時間未満のイベントに関して、この基準は25%減少することができる。

4. メンテナンス

これらの設備は、清潔な状態に維持され、イベントの間中完全に使用できる状態で用意される。

5. 洗面台

洗面台は、5つの公衆トイレにつき1個用意される。

6. 身体障害者

各観客エリアにおける公衆トイレのうちのひとつは車椅子使用者のために用意される。

付録 B.1

トライアル、エンデューロ及びバハの為にサーキット環境公認

サーキット公認及び選手権ワークブックの一部として考慮される事項

仮設サーキット（トライアル、エンデューロ及びバハイイベント）

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 5.3

スタート/フィニッシュ、作業エリア及び援助可能地点のみ

- ・ 位置が明確で十分な容量のコンテナ
- ・ コンテナを環境マットの上、または流出した廃油を止める囲い
- ・ 参加者数+25%分の想定廃油料に十分な容器容量
- ・ サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

2. 洗車設備 — 事項 4.3

- ・ サーキットでの洗車が認められる場合、適切な準備が必要とされる
- ・ 如何なる場合においても土壌を汚染してはならない
- ・ 洗車が不可能な場合、参加者には適切な施設の案内を出される

3. 土壌保護設備 — 事項 4.1 及び 5.3

- ・ 全てのイベントにおいて、参加者は現行の仕様に準拠した環境マットを準備する
- ・ エレクトリックジェネレーターまたは高熱エンジンを使用するその他機器を使用する場合、この環境マットの使用が義務とされる。

4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 5.3, 5.4, 5.5

- ・ 一般ごみ及びおオイルを含んだ土を廃棄するための容器
- ・ 作業エリアが離れた場所にある場合、同様のゴミ収集手配が必要
- ・ キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要

5. 観客用トイレ設備 — 事項 5.4 及び付録 A

くつろいだ観客のため、スタート/フィニッシュ及びアシスタントエリアにのみ要求される

- ・ 本 FIM 環境コードに準拠したトイレ設備が準備されなければならない
- ・ 女性の為の適切な準備
- ・ 大会期間中の設備メンテナンス準備
- ・ 離れた場所にチェックポイントがある場合の適切な男女別の設備

6. 大気保護システム — 事項 5.4

- ・ 通常、インドアイベントに適用される
- ・ 各大会において、空気清浄システムは、下記のとおり
- ・ 下記 3 つの内の 1 つで保護される
 - 汚染された空気を降り除くために作動する空気吸引システム
 - 汚染空気を外に出すための天井開放パネル（これは時間を要する）
 - 汚染された空気の状態が改善されるまで競技を停止する規程
- ・ インドアイベントに関して、適切な機関による空気汚染確認作業と有効な空気清浄システムを準備する。

7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 6

- ・ 地元行政機関からサーキットに課される要望事項により、当該サーキットにおけるイベント規模及び格式が決定される。
- ・ この要望事項は如何なる場合でも適用される。

8. PAシステムのサウンドレベル — 事項 6

スタート/フィニッシュエリア及びスペシャルテストエリアに限定される。

- ・ PAシステムは、迷惑、特に近隣住民に対し、の原因とならない設計でなければならない。
- ・ 特に、如何なる一般エリアにおけるサウンドレベルが 85dB/a を超えてはならない。
- ・ システムはサーキット内側に向け、サーキット外への騒音を最小限にとどめる。

9. パーキング設備の準備と運営 — ガイドラインノート 1

- ・ 公共交通機関の存在しない会場の場合、適切な駐車スペースが準備されなければならない。
- ・ 準備するスペースのサイズは、当該大会の想定来場者数を考慮する。
- ・ この駐車場設備を大会前から大会終了後までの運営を手配しなければならない。

10. 参加者への指示

- _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、又、自然環境を重視する FIM 環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
- 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - ー 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - ー 廃油処理の為に廃油容器をピット内に準備すること。
 - ー 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。
 - ー 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にして下さい。
 - ー 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態を提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。

付録 B.2

トラックレース及びモトクロスの為のサーキット環境公認

トラックレース及びモトクロスサーキット公認及び 選手権ワークブックの一部として考慮される事項

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 5.3

- ・ 位置が明確で十分な容量のコンテナ
- ・ コンテナを環境マットの上、または流出した廃油を止める囲い
- ・ 参加者数+25%分の想定廃油料に十分な容器容量
- ・ サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

2. 洗車設備 — 事項 4.3

- ・ サーキットでの洗車が認められる場合、適切な準備が必要とされる。
- ・ サーキットでの洗車が認められる場合、下記が必要とされる。
 - 洗車エリアは、非浸透性の表面を有し、洗車後の水は沈泥除去器、または、大きめの沈泥物を除去するための檻のある処理タンクに流れること。
 - 収集物は再利用の為の密封システムに貯められ、地元の下水処理業者の事前承認を受け一般の下水システムに排水するか、正式に認可されている方法で廃棄する。
 - 如何なる場合においてもこのシステムを用いて土壌を汚染してはならない。

3. 土壌保護設備 — 事項 4.1 及び 5.3

- ・ 全てのイベントにおいて、参加者は現行仕様に準拠する環境マットを準備しなければならない。
- ・ 主催者がピットガレージを手配する場合、適切な環境マットが配備されているか、または参加者が準備しているか。
- ・ ジェネレーターを利用して電力供給またはポンプでの水を吸い上げる場合、燃料がこぼれ、土壌を汚染しないように適切なサイズの環境マットの上に設置する。

4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 5.3, 5.4, 5.5

- ・ 一般ごみ及びおオイルを含んだ土を廃棄するためのコンテナ
- ・ 作業エリアが離れた場所にある場合、同様のゴミ収集手配が必要
- ・ キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要

5. 観客用トイレ設備 — 事項 5.4 及び付録 A

- ・ 本 FIM 環境コードに準拠したトイレ設備が準備されなければならない
- ・ 身体障害者用設備が会場内の複数個所の要所に準備されなければならない。
- ・ 女性の為の適切な準備
- ・ 大会期間中の設備メンテナンス準備
- ・ 離れた場所にチェックポイントがある場合の適切な男女別の設備

6. 大気保護システム — 事項 5.4

- ・ 通常、インドア“アリーナ”イベントに適用される
- ・ 各大会において、空気清浄システムは、下記のとおり
- ・ 下記 3 つの内の 1 つで保護される
 - 汚染された空気を降り除くために作動する空気吸引システム
 - 汚染空気を外に出すための天井開放パネル（これは時間を要する）
 - 汚染された空気の状態が改善されるまで競技を停止する規程
- ・ インドアイベントに関して、適切な機関による空気汚染確認作業と有効な空気清浄システムを準備する。

7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 6

- ・ 地元行政機関からサーキットに課される要望事項により、当該サーキットにおけるイベント規模及びフォーマットが決定される。
- ・ この要望事項は如何なる場合でも適用される。
- ・ 地元自治体により定められたサーキットのサウンドレベルも含まれる。

8. PAシステムのサウンドレベル — 事項 6

スタート/フィニッシュエリア及びスペシャルテストエリアに限定される。

- ・ PAシステムは、迷惑、特に近隣住民に対し、の原因とならない設計でなければならない。
- ・ 特に、如何なる一般エリアにおけるサウンドレベルが 85dB/a を超えてはならない。
- ・ システムはサーキット内側に向け、サーキット外への騒音を最小限にとどめる。
- ・ パドックエリアには別の設備が準備され、早朝からのライダーへの伝達がサーキット全域に響き渡らないようにする。

9. パーキング設備の準備と運営 — ガイドンスノート 1

- ・ 公共交通機関の存在しない会場の場合、適切な駐車スペースが準備されなければならない。
- ・ 準備するスペースのサイズは、当該大会の想定来場者数を考慮する。
- ・ この駐車場設備を大会前から大会終了後までの運営を手配しなければならない。

10. 参加者への指導

- _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、又、自然環境を重視する FIM 環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
- 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - ー 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - ー 廃油処理の為に廃油容器をピット内に準備すること。
 - ー 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。
 - ー 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にして下さい。
 - ー 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態で提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。

付録 B.3

クロスカントリーラリーの為にサーキット環境公認

サーキット公認及び選手権ワークブックの一部として考慮される事項

1. 燃料及びオイル回収設備 — 事項 5.3

- ・ 給油は通常指定されたポイントでタンカーにより行われる。
- ・ この地点の土壤保護は燃料供給会社協力の基にオーガナイザーの責任とする。
- ・ サーキットの所在する国の基準に則った廃燃料及び廃油収集

2. 洗車設備 — 事項 4.3

- ・ 人里離れた場所での野営のため適用されない。
- ・ 如何なる場合においても土壤を汚染してはならない。

3. 土壤保護設備 — 事項 4.1 及び 5.3

- ・ 人里離れたサービスポイントとなることから参加者のマット供給は実用的ではない。
- ・ ジェネレーターを利用して電力供給またはポンプでの水を吸い上げる場合、燃料がこぼれ、土壤を汚染しないように適切なサイズ的环境マットの上に設置する。

4. 排水を含む不要物の処分 — 事項 5.3, 5.4, 5.5

- ・ 人里離れたサービスエリアであることから本項目は適切ではない。
- ・ 参加者にはボトルで水が供給されるが、その空容器は適切に処理されなければならない。
- ・ キャンプ及び/またはホスピタリティー設備が認められる場合、廃水収集の手配が必要

5. 観客用トイレ設備 — 事項 5.4 及び付録 A

- ・ 観客エリアが設定されないことから設備は必要とされない。
- ・ 大会にプロローグ（開会前の式典等）がある場合、観戦エリアを設けなければならない。

6. 大気保護システム — 事項 5.4

- ・ 適用不要

7. 地元環境にインパクトを与えるサウンドレベル — 事項 6

- ・ 適用不要

8. PAシステムのサウンドレベル — 事項 6

- ・ 適用不要

9. パーキング設備の準備と運営 — ガイダンスノート 1

- ・ 適用不要

10. 参加者への指導

- ・ _____大会主催者である_____は、環境に配慮し、私どものスポーツの将来の為、また、自然環境を重視する FIM 環境コードの指導事項に準拠し、環境保全を最重要事項と考えています。
- ・ 上記理由から、参加者の皆様に下記をお願いいたします。
 - 車両のメンテナンス及び燃料補給を行う際には、オイル及び燃料が土壌を汚さないよう環境マットを車両の下に敷くこと。
 - 廃油処理の為に廃油容器をピット内に準備すること。
 - 全てのゴミを処分するためのゴミ箱もピット内に準備すること。
 - 大会終了後、ピットエリアは到着時と同様に綺麗な状態にして下さい。
 - 使用済みタイヤをピット内に放置しないこと。使用したのは貴方であり、正しい方法で廃棄してください。
- ・ 私たちは、可能な限りの設備を最善の状態で提供する努力を致します。私たちのスポーツを清潔に保ち、より環境に親しむようご協力願います。

付録 C

環境オフィシャル発生事例報告書

IMN 番号： 開催日： 開催地：
主催国 FMNR： ライセンス番号：

持続可能環境スチュワード

氏名： ライセンス番号：

競技監督への報告者

氏名： ライセンス番号：

競技会事務局

氏名： ライセンス番号：

その他官庁：

欠点、過失の詳細：

参加ライダー数：

主催者は責任を有しているか ハイ イイエ

状況を簡潔に説明：（250 文字以内）

本件が関係する条項：

署名：

APPENDIX C**ENVIRONMENT OFFICIAL INCIDENT FORM**

IMN n° :

Date :

Place :

FMNR :

Licence Number :

Sustainability Steward :

Name :

Last name :

Licence Number :

Reported to Clerk of the course :

Name :

Last name :

Licence Number :

Official Secretary :

Name :

Last name :

Other authorities :

Description of the fault situation :

Number of rider :

Can the Organiser be held responsible : ☐ Yes ☐ No

Brief description of the situation (250 words only written in legible letter) :

N° of the Code article related with the fault :

SIGNATURE :